

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年12月9日
【会社名】	株式会社関西ゴルフ倶楽部
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 林戸 里巳
【本店の所在の場所】	兵庫県三木市吉川町吉安877番地の1
【電話番号】	0794-72-1000
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 福田 幾吉
【最寄りの連絡場所】	兵庫県三木市吉川町吉安877番地の1
【電話番号】	0794-72-1000
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 福田 幾吉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	優先株式
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 444,750,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
優先株式	44,475株	<p>優先株式の内容</p> <p>当社は、会社法第108条第1項各号に掲げる事項及び会社法第107条第1項各号に掲げる事項について、下記の通り定款に定めております。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを行い、優先株式については、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しないこととしております。</p> <p>当社は、優先株式を有する株主に対し、剰余金の支払はおこなわない。</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、その優先株式1株につき10,000円を限度として分配を行なう。</p> <p>優先株式を有する株主は、前項の優先分配が行われた後の残余財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。</p> <p>当社は、株主総会の決議によって、優先株式の全部を取得することができる。</p> <p>優先株式を有する株主は、その所有する優先株式については、株主総会における議決権は有しない。</p> <p>優先株式については、会社法第199条第4項および同法第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>優先株式については、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。</p> <p>当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。</p>

(注) 1. 発行決議

平成25年12月4日開催の取締役会決議及び平成25年12月4日開催の臨時株主総会決議によっております。

2. 当社は、新規発行株式と異なる種類の株式として、普通株式についての定めを定款に定めております。

普通株式は完全な議決権を有し、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株制度は採用しておりません

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集 (注)	44,475	444,750,000	222,375,000
計(総発行株式)	44,475	444,750,000	222,375,000

(注) 募集株式については、その全てを発行会社が直接募集いたします。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
10,000	5,000	正会員 150株 平日会員 75株	自 平成25年12月25日(水) 至 平成26年 6月25日(水)	1株につき10,000	平成26年 6月26日(木)

(注)1. 一般募集の方法により行います。

2. 申込方法は、申込期間内に株式申込証を下記申込取扱場所に提出する。
3. 申込証拠金には、利息をつけない。
4. 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当する。
5. 申込株数が超過した場合には、その時点で申込みを終了いたします。
6. 申込期日までに申込みがない株式については、再募集しない。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社関西ゴルフ倶楽部	兵庫県三木市吉川町吉安877番地の1

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦2 - 18 - 24
株式会社りそな銀行 名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦2 - 15 - 22

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
444,750,000	3,000,000	441,750,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等が含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記手取概算額441,750,000円につきましては、今後の施設改修費およびコース整備費等の設備投資資金に充てる予定ですが、実際の支出時期までは、預貯金および安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

新株式発行届出目論見書の表紙に関西ゴルフ倶楽部のロゴを下記のとおり掲載いたします。

ロゴ



## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

1 後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期）及び半期報告書（第12期中）（以下、「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年12月9日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年12月9日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期）の提出日（平成25年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年12月9日）までの間において、平成25年12月3日付で優先株式15,375株の新株式発行（有償増資）を行ったことにより、以下の通り資本金が増加しております。

平成25年6月28日現在の 資本金	資本金の増加額	平成25年12月9日現在の 資本金
241,750千円	76,875千円	318,625千円

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第12期中)	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	平成25年12月5日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月28日

株式会社関西ゴルフ倶楽部  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 野 英 生 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久 野 誠 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西ゴルフ倶楽部の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西ゴルフ倶楽部の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付して別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。





## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月5日

株式会社関西ゴルフ倶楽部

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 野 英 生 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 近 藤 繁 紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西ゴルフ倶楽部の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西ゴルフ倶楽部の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が中間財務諸表に添付して別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。